

幌加内町持ち家建設促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、幌加内町持ち家建設促進条例（令和5年条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(対象住宅)

第2条 条例第2条第1号に規定する住宅については、他用途との併用住宅を含むものとする。ただし、この場合においては、居住用部門のみとし申請時には区分が明確となる書類を添付しなければならない。

(特別住宅)

第3条 条例第2条第2号に規定する「特別住宅」は、条例に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 北海道が定める北方型住宅2020であることを住宅ラベリングシート等により確認できる住宅
- (2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の規定に基づき認定を受けた住宅
- (3) 町長が特に必要と認めた住宅

(企業等の範囲)

第4条 条例第3条に規定する企業等は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 常時雇用する従業員を3人以上雇用している法人
- (2) 他の企業等の従業員を居住させる目的で建設し管理運営する法人
- (3) その他町長が指定した者

(課税標準額の定義)

第5条 条例第4条に規定する課税標準額は、課税台帳の再建築費評点数に経年減点補正率及び評点1点当たりの単価を乗じた額とする。

(雇用促進住宅建設奨励金の対象条件)

第6条 条例第4条第1項第1号で規定する雇用促進住宅建設奨励金は、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 1年度内に1戸以上の雇用促進住宅を建設又は購入する者

(2) 5人以上が居住する共同住宅で、建物の延べ面積が250平方メートル以上の雇用促進住宅を建設又は購入する者

(交付申請)

第7条 条例第6条に規定する申請書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 幌加内町持ち家建設促進奨励金交付申請書（第1号様式）
- (2) 住宅登記済書（写）
- (3) その他町長が指定した書類

(交付の決定)

第8条 町長は、条例第6条の規定により奨励金の交付を決定したのに対し、幌加内町持ち家建設促進奨励金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(交付決定を受けた者及び住宅の制約)

第9条 条例第6条の規定により奨励金の交付決定を受けた者は、再度条例は適用しないものとする。ただし、雇用促進住宅を建設又は購入した企業等、中古住宅を購入し10年を経過した者及び災害を受けた場合はこの限りでない。

(準用)

第10条 この規則に定めるもののほか、奨励金の申請及び交付の手続は、幌加内町補助金等交付規則（昭和59年規則第6号）の規定を準用する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 幌加内町持ち家建設促進条例施行規則（平成8年規則第7号）は、廃止する。

別表（第4条第1項第2号関係）

加算項目	要件	加算額
新築住宅建設加算	住宅を新築した者	一律200万円
中古住宅購入加算	中古住宅を購入した者	200万円に経年減点補正率を乗じた額
特別住宅建設加算	規則第3条1項1号に該当する	一律200万円

	住宅	
	規則第3条1項2号に該当する住宅	一律100万円

第1号様式（第7条関係）

幌加内町持ち家建設促進奨励金交付申請書

年 月 日

幌加内町長

様

申請者 住所
氏名
TEL

印

下記のとおり、奨励金の交付を受けたいので関係書類を添えて、申請いたします。

記

住宅の所在地	幌加内町字					
取得理由	1建設 2購入 3その他（ ）					
住宅内訳	構造	木造・軽鉄・その他（ ）				
	面積	地下 m ² (取得年月日	1階 年	m ² 2階 月	m ² 3階 日)	延べ面積 m ²
添付書類	1. 住宅登記済書 (写)					

同意書

奨励金の支給要件確認のため、私及び世帯の地方税及び国民健康保険税の課税状況及び課税標準額について調査することに同意します。

年 月 日

住所

氏名

印

* 処理欄	受付年月日	年 月 日	処理欄は記入しないでください。 町税完納確認
	受付番号	第 号	
	奨励金金額	円	
	備考	・特別住宅	

第2号様式（第8条関係）

幌加内町持ち家建設促進奨励金交付決定通知書

幌加内町指令（ ）第 号

住 所

氏 名

年 月 日

幌加内町長

印

年 月 日申請の幌加内町持ち家建設促進奨励金に対し、下記のとおり補助する。

記

幌加内町持ち家建設促進奨励金	円	
交付決定物件	所在地	幌加内町字
	構造等	面積（延べ） m ²